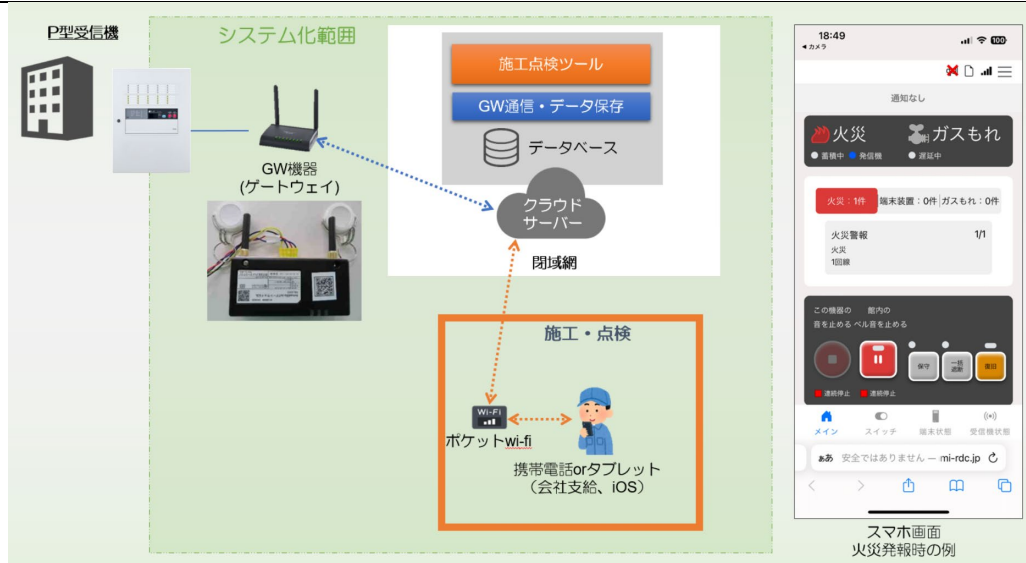


対象となる点検	消防用設備等点検		機器名称	施工・点検ツール (自動火災報知設備等用)		
企業情報	名称	能美防災株式会社				
	所在	東京都千代田区九段南 4-7-3				
	担当	草木 洋一郎 (カキ ヨウイチロウ)			TEL.	03-3265-0232
	部署	技術本部 第1技術部 火報管理課			Email	kusaki@nohmi.co.jp
掲載年月日	2025 年 7 月 7 日			掲載期限	2031 年 3 月 31 日	
本技術を適用 できる点検項目	自動火災報知設備 ガスもれ火災受信機、 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機がある場合のみ） 複合型居住施設用自動火災報知設備 詳細は別紙のとおり					
特徴・概要	【特徴】 ・火災受信機の表示をスマートフォン等により遠隔でリアルタイムに確認が可能 ・火災受信機をスマートフォン等により遠隔で操作が可能 ・安全性の高い閉域網の LTE で通信 ・受信機が専用モード（施工点検モード）時のみ動作 ・モバイルバッテリーで 15 時間使用可能 【概要】 自動火災報知設備の機器点検の際に省力化・省人化のために、火災受信機の表示の確認及び操作をスマートフォン等のモバイル通信端末で実施できるツール。					
使用方法・ 適用条件等	【使用方法】 受信機の製造段階でアプリのバージョンと受信機及びゲートウェイ装置のソフトウェアで確実に動作することを確認。アプリのバージョンアップデートがあった場合や新たに受信機を製造した場合も動作の確認を能美防災で間違いなく実施する。 火災受信機の基板にゲートウェイ装置を接続し、火災受信機を専用モード（施工点検モード）にする（右図：火災受信機にゲートウェイ装置を接続した様子）。 【本技術を使用した点検方法の例】 ・感知器を加煙、加熱試験機又は加ガス試験器で発報させ、火災受信機の表示をスマートフォンの画面又は音声により確認（下図：スマートフォンの画面における火災警報の表示の例）。					





	 自動火災報知設備の受信機の表示を スマートフォンの画面で表示	 ガス漏れ火災警報設備の受信機の表示を スマートフォンの画面で表示
・自動試験機能付の感知器をスマートフォンからアドレス指定で発報させる。 ・防火戸、防火シャッターなどの防排煙設備をスマートフォンから受信機を操作して作動させる。 ・ベルをスマートフォンから操作し、鳴動を確認する。 【適用条件】 能美防災製、FAPJ／FCSJ106・107シリーズ火災受信機など Android：Version13以降 iOS, iPad OS Version 17以降 【資格要否】 火災受信機本体の設置工事：消防設備士甲種4類 消防用設備等点検：点検資格者による点検が義務付けられている防火対象物の場合は、消防設備点検資格者等の資格が必要 【点検実施に必要な人数】 1名以上 【不具合時のサポート体制】 能美防災 第1技術部 火報管理課にて対応。 【機器の校正】 不要 【その他】 本製品の通信は、閉域網を使用していることから、不正アクセス等に対してセキュリティが		

	講じられている。
技術詳細 URL	無し
その他参考画像等	 The diagram illustrates a disaster reporting system architecture. On the left, a building icon is labeled 'P型受信機'. A signal line connects it to a 'GW機器 (ゲートウェイ)' (Gateway device). This gateway is part of a 'システム化範囲' (Systematized range), which includes a '施工点検ツール' (Construction inspection tool), 'GW通信・データ保存' (Gateway communication・Data storage), a 'データベース' (Database), and a 'クラウドサーバー' (Cloud server) connected to an '閉域網' (Private network). A dashed blue arrow points from the gateway to the cloud server. Below the gateway, a 'ポケットWi-Fi' (Pocket Wi-Fi) device is shown, connected to a 'Wi-Fi' icon. A dashed orange arrow points from the cloud server to a box labeled '施工・点検' (Construction・Inspection), which contains an icon of a person and the text '携帯電話orタブレット (会社支給、iOS)' (Mobile phone or tablet (company provided, iOS)). To the right of the diagram is a screenshot of a smartphone screen showing a disaster reporting app. The screen displays a status bar at the top with the time 18:49 and various icons. Below the status bar, there are buttons for '火災' (Fire) and 'ガスもれ' (Gas leak). A notification area shows '火災: 1件' (Fire: 1 case) and 'ガスもれ: 0件' (Gas leak: 0 cases). Below this, there are buttons for '火災警報' (Fire alarm) and 'ガス警報' (Gas alarm). At the bottom, there are buttons for 'メイン' (Main), 'スイッチ' (Switch), '端末状態' (Terminal status), and '受信機状態' (Receiver status). The text '安全ではありません - mi-rdc.jp' (Not safe - mi-rdc.jp) is displayed at the bottom of the screen. Below the screenshot, the text 'スマホ画面 火災発報時の例' (Smartphone screen Example of fire reporting) is written.
更新履歴	

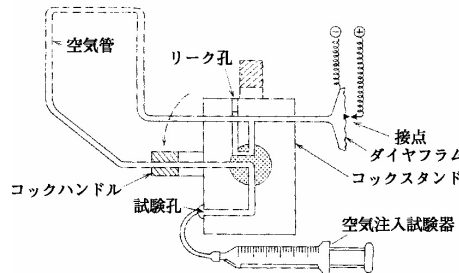
第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	予備電源試験スイッチ等进行操作し、表示灯、電圧計等により確認する。	表示灯の点灯状況、電圧等が適正に標示されること。 ※ 表示の点灯状況、電圧計等の標示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、表示灯、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
火災表示等（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	蓄積式 二信号式 その他	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※（ア） 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。
感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備）	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、感知器の作動及び警戒区域の表示の確認を行える。

		備に限る。)													
感 知 器	熱感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型	(1) 差動式、定温式（再应用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再应用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第 11－1 表 により抜き取り、再应用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等 の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再应用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再应用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第 11－1 表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><td>感知器の設置個数</td><td>抜き取り数</td></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	51 以上 100 以下	4	101 以上	7	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	感知器の設置個数	抜き取り数													
1 以上 10 以下	1														
11 以上 50 以下	2														
51 以上 100 以下	4														
101 以上	7														
		分布型	空気管式	(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。 エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 	ア、イ、ウについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。									

ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。

ア、イ、ウについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。

			③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	第 11-2 図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	
		感 知 線 型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線はずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動	ス ポ ッ ト 型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
		分 離 型	所定の減光フィルターにより確認する。	※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	

火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）				
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）		所定の炎感知器用動作試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
発 信 機	押しボタン及び送 受 話 器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、受信機の発信機灯、区域の表示の確認を行える。
音 響 装 置	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動状況を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が 3,000 ㎡を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあつては、この限りでない。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。

			(ア) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ※ 階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。 ウ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。																
蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		(1) 第11-2表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第11-2表 <table><tr><th rowspan="2">警戒区域数</th><th colspan="3">試験感知器個数</th></tr><tr><th>熱感知器</th><th>煙感知器</th><th>炎感知器</th></tr><tr><td>50以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示までの時間が適正であること及び蓄積機能の自動解除の確認を行える。
警戒区域数	試験感知器個数																		
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																
50以下	1	1	1																
51以上	2	2	2																
自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。） 受信機の火災表示 受信機の注意表	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。															

	示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。） 受信機及び中継器の制御機能及び電路 感 知 器 感知器回路及びベル回路（無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）			
無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、通信状態および異常の記録または保持表示の確認を行える。	

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
地区音響装置の音圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。	ア 音声により警報を発するものの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、地区音響装置の鳴動操作を代替できる。

	(2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。		
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置の確認を行える。

第11の2 ガス漏れ火災警報設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）	技術カタログ運用範囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）	端 子 電 圧	予備電源試験スイッチ等进行操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	附 属 装 置	ガス漏れ表示試験により確認する。	ア ガス漏れ信号が表示機（副受信機）等に適正に移報されること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ ガス遮断機構等と連動している場合があるので注意すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
	ガ ス 漏 れ 表 示	目視及び次の操作により確認する。 (1) 回線選択スイッチのあるもの ① 切替スイッチを試験側に入れる。 ② 遅延時間を有するものは、1回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③ 自己保持機能を有するものは、1回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチ进行操作し、次の回線に移行する。	ア 各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ 受信機の遅延時間は、60 秒以内であること。 エ 自己保持機能が正常であること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、試験操作を代替できる。

		(2) 回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。		
	故障表示	次の操作により確認する。 (1) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給される方式の中継器にあつては、外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し又はブレーカを遮断する。 (2) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給されない方式の中継器は、主電源を遮断し、又は当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し、若しくはブレーカを遮断する。 (3) 検知器の電源停止表示機能を有するものにあつては、当該検知器の主電源の開閉器等において遮断する。	ア 中継器にあつては、受信機の音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。 イ 検知器にあつては、受信機側で電源の停止が確認できること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、故障表示の確認を行える。

ガス漏れ検知器	作 動 等	(1) 試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。 (2) 試験対象個数 ① 検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、1回線ごとに設置個数5個あたりについて1個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ② 製造者の表示する有効期限を超過したものにあつては、すべて試験を行うこと。	ア 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ 受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(7) 試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が1未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が1を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (イ) 濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね4分の1（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあつては、警報設定値（爆発下限界の10分の1）の1.6倍以下）とすること。 (ウ) 作動時間の目安 (a)から(d)までにより測定した時間から、次のa及びbに定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。 a 中継器を介する場合は5秒 b (d)の場合は20秒 (a) 検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (b) 前(a)以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (c) 前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器 ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間 (d) 前(a)、(b)及び(c)以外のもの 試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
---------	-------	--	---	--

				するまでの時間 (エ) 点検を抜き取りにより行う場合は、第 11 の 2-2 表によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。 (オ) 抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。 (カ) 裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。 第 11 の 2-2 表 検知器の抜き取り表 <table><tr><th>1 回線の検知器設置個数</th><th>検知器の抜き取り個数</th></tr><tr><td>1 ～ 5</td><td>1</td></tr><tr><td>6 ～10</td><td>2</td></tr><tr><td>11～15</td><td>3</td></tr><tr><td>16～20</td><td>4</td></tr><tr><td>21～25</td><td>5</td></tr><tr><td>26～30</td><td>6</td></tr><tr><td>31 以上</td><td>20%相当数（端数切り上げ）</td></tr></table>	1 回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数	1 ～ 5	1	6 ～10	2	11～15	3	16～20	4	21～25	5	26～30	6	31 以上	20%相当数（端数切り上げ）	
1 回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数																				
1 ～ 5	1																				
6 ～10	2																				
11～15	3																				
16～20	4																				
21～25	5																				
26～30	6																				
31 以上	20%相当数（端数切り上げ）																				
警 報 装 置	音 声 警 報 装 置	増 幅 部、 操 作 部	押しボタン等を操作し、放送を行い作動状況を確認する。	ア 作動が確実であり、音声による放送が正常に行えること。 イ 作動表示灯、モニター等が正常に表示されること。 ウ 電圧計及び出力計が正常に作動すること。 エ ヒューズ類は、損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、押しボタン等の操作を代替できる。																
		音 圧 等	放送を行い確認する。	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械の音等と区別して聞き取れること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、警報装置への移報操作を行い、確認を行える。																
	検 知 区 域 警 報 装 置	音 圧 等	検知器を作動させ鳴動状況を確認する。	ア 規定の音圧以上であり、音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。 イ 一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域内の各部分	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、作動操作を代替できる。																

			において有効に聞き取れること。	
	鳴動区域	検知器を作動させ確認する。	鳴動区域が適正であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、作動操作を代替できる。

3 総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法	技術カタログ運用範囲
同時作動	2回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、作動操作を代替できる。
検知区域警報装置の音圧	検知器を作動させ、検知区域警報装置を鳴動した場合に、当該装置の中心から前方1 m離れた位置で指示騒音計（A特性）を用いて、規定の音圧が得られるか確認する。この場合、ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。	音圧は、70 d B以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、作動操作を代替できる。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の検知器を作動させ確認する。 ※ 非常電源に代えて予備電源で実施してもよい。	燃料用ガスが使用されるものに設けられている場合にあっては、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設けられている場合にあっては、ガスの濃度を指示するための装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であること。）。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、受信機のガス漏れ灯及び警戒区域の表示の確認を行える。

第 31 共同住宅用自動火災報知設備の点検要領

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検（留意事項は※で示す。）

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技術カタログ運用範囲	
予備電源及び非常電源 （内蔵型のものに限る。）	★ 端 子 電 圧 （自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
住棟受信機及び中継器	付 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 付属装置として、消火設備、非常放送設備、防排煙設備等があるので、点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
	★ 火 災 表 示 等 （自動試験機能を有するものを除く。）	火災表示試験を行い確認する。 ※ 一回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線に移行する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。
感知器	☆ 熱 感 知 器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	☆ 煙 感 知 器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯が正常に点灯すること。 ※（ア）加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 （イ）加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	☆ 炎 感 知 器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
音声警報装置（補助音響装置を含む。）	音 声 警 報 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは感知器を作動させるか、外部試験器による試験又は火災表示試験を行うことにより確認する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）	ア 音声警報装置が正常に作動すること。 イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器を作動させるか、外部試験器による試験又は火災表示試験を行うことを代替できる。

		く。)が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。																					
	鳴 動 方 式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作するか、火災表示試験を行うことにより鳴動方式を確認する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、感知器を作動させるか、外部試験器による試験又は火災表示試験を行うことを代替できる。																			
★ 蓄 積 機 能 （蓄積機能を有する共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		第32－1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備にあっては、注意表示までの時間が適正であること。 <table><tr><td colspan="4">第32－1表</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒区域数</td><td colspan="3">試験感知器個数</td></tr><tr><td>熱感知器</td><td>煙感知器</td><td>炎感知器</td></tr><tr><td>50以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	第32－1表				警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2	アについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認することにより、火災表示までの時間が適正であることの確認を行える。
第32－1表																							
警戒区域数	試験感知器個数																						
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																				
50以下	1	1	1																				
51以上	2	2	2																				
自動試験機能	予備電源及び非常電源（内蔵型に限る。） 住棟受信機の火災表示 住棟受信機の注意表示（アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。） 住棟受信機及び中継器の制御機能及び回路 感知器回路及び音声警報装置回路	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※（ア）予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 （イ）異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。																			
関係者等への報知装置		所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）に、自動的に、かつ、有効に報知できること。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、作動操作を代替できる。																			

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

3 総合点検（留意事項は※で示す。）

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法	技術カタログ運用範囲
同 時 作 動 試 験	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能の操作により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い確認する。	住棟受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び当該5回線に接続されている音声警報装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
音 声 警 報 装 置 （補助音響装置を含む。）の音圧	住棟受信機、共同住宅用受信機若しくは遠隔試験機能を有する中継器を直接操作するか又は所定の外部試験器等を接続してこれを操作することにより確認する。 (1) 音声警報装置の取り付けられた位置の中心から前面1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて測定する。 (2) ボックス等内に蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、普通騒音計を用いて、ピーク値により測定する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）は除くことができる。	ア 住戸、共用室又は管理人室の音圧は、70 dB以上であること。 イ 戸外表示器の音声警報装置の音圧は、70 dB以上であること。 ウ 住戸、共用室又は管理人室以外の音圧は、L級で92 dB以上、M級で87 dB以上、S級で84 dB以上であること。 ※ 音圧の測定は、第2警報音について測定すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、音声警報装置の鳴動操作を代替できる。
★ 総 合 作 動 （自動試験機能を有するものを除く。）	住棟受信機の常用電源を停電状態とし、任意の感知器を所定の試験器等を用いて作動することにより確認する。	火災表示装置、地区表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音声警報装置が適正に鳴動すること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置、地区表示装置の確認を行える。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあつては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあつては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法		判 定 方 法（ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
受信機及び中継器	附 属 装 置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。	施工点検ツール上でスイッチ操作することにより、移報の確認を行える。
	火災表示等（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	蓄積式 二信号式 その他	火災表示試験を行い確認する。 ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※（ア） 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。

				回線へ移行すること。							
		感知器の作動等の表示 (遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、感知器の作動及び警戒区域の表示の確認を行える。						
感知器	熱感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)	スポット型	(1) 差動式、定温式(再用型)及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式(非再用型) 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第 33-1 表 により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。) ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第 33-1 表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><td>感知器の設置個数</td><td>抜き取り数</td></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器の設置個数	抜き取り数										
1 以上 10 以下	1										
11 以上 50 以下	2										
	煙感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。) ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定され	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。						

定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)			たものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
音 響 装 置	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動を確認する。	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。
蓄積機能（蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		(1) 感知器の種別ごとに1個以上の感知器を所定の操作により作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示までの時間が適正であること及び蓄積機能の自動解除の確認を行える。

		(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ウ アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。	
自動試験機能 （自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。
	受信機の火災表示			
	受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）			
	受信機及び中継器の制御機能及び電			
	路感知器			
	感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規			

	模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）			
無線機能（無線式の特小規模施設用自動火災報知設備に限る。）	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにおいては、異常が記録又は保持表示されていないこと。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、通信状態および異常の記録または保持表示の確認を行える。	

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判定方法（留意事項は※で示す。）	技 術 カ タ ロ グ 運 用 範 囲
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計（A特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、地区音響装置の鳴動操作を代替できる。
総合作動（自動試験機能を有するものを除く。）	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置の確認を行える。

第 35 複合型居住施設用自動火災報知設備

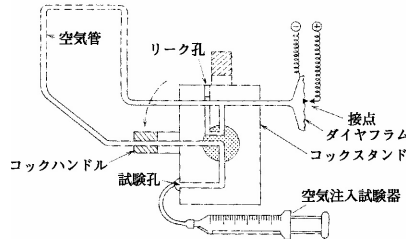
1 一般的留意事項

記載省略

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法		判 定 方 法（ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）		技術カタログ運用範囲
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	端子電圧（自動試験機能を有するものを除く。）	予備電源試験スイッチ等进行操作し、電圧計等により確認する。		電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。		施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、電圧等の確認を行える。
	受信機及び中継器	附属装置		火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。		ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
	火災表示等（自動試験機能を有するものを除く。）	蓄積式	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあつては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあつては、前アによるほか、次によること。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、G P型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。		施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災試験操作を代替できる。
		二信号式				
		その他				
		感知器の作動	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。		感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	

		等の表示（遠隔試験機能を有するものに限る。）				作動及び警戒区域の表示の確認を行える。										
感知器	熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの並びに多信号感知器の性能を有するものを除く。）	スポット型	(1) 差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第 34－1 表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。		ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高压受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 第 34－1 表 感知器の抜き取り数表 <table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table>	感知器の設置個数	抜き取り数	1 以上 10 以下	1	11 以上 50 以下	2	51 以上 100 以下	4	101 以上	7	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
		感知器の設置個数	抜き取り数													
1 以上 10 以下	1															
11 以上 50 以下	2															
51 以上 100 以下	4															
101 以上	7															
	分布型	空気管式	(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。											

		に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	 第34-2図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例 ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	
感知線型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。	

			の合成抵抗値を回路計で測定する。		
煙感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものの並びに多信号感知器の性能を有するものを除く。)	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。		ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
	分離型	所定の減光フィルターにより確認する。			
炎感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを除く。)		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
感知器 (遠隔試験機能を有するものに限る。)		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。		施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、作動及び警戒区域の表示の確認を行える。
音響装置	音圧等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。		施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。

	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 ウ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、感知器又は発信機を作動させることを代替できる。															
蓄 積 機 能 (蓄積機能を有するもののうち、自動試験機能を有しないものに限る。)		(1) 第34－2表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いるものにあつては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあつては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第34－2表 <table><tr><th rowspan="2">警戒区域数</th><th colspan="3">試験感知器個数</th></tr><tr><th>熱感知器</th><th>煙感知器</th><th>炎感知器</th></tr><tr><td>50 以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51 以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50 以下	1	1	1	51 以上	2	2	2	ア、イについては、施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示までの時間が適正であること及び蓄積機能の自動解除の確認を行える。
警戒区域数	試験感知器個数																		
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																
50 以下	1	1	1																
51 以上	2	2	2																
自動試験機能 (自動試験機能を有するもののうち、受信機を設けるものに限る。)	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。	施工点検ツールでスイッチ操作し、記録装置の記録等の確認を行える。															

	受信機 の火災 表 示			
	受信機 の注意 表 示 (アナ ログ式 のもの に 限 る。)			
	受信機 及び中 継器の 制御機 能及び 電 路			
	感知器			
	感知器回 (無線 式のも ののう ち、無 線によ って信 号を送 受信す る部分 を除く。)			
無 線 機 能 (無線式のものに限 る。)		所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正 常であること。(イに掲げるものを除く。) イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が 記録又は保持表示されていないこと。	施工点検ツール上で受信機の状態 確認をすることにより、通信状態 および異常の記録または保持表示 の確認を行える。

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 （ 留 意 事 項 は ※ で 示 す 。 ）	技術カタログ運用範囲
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。	施工点検ツールまたは受信機でスイッチ操作し、施工点検ツールまたは受信機の状態を確認することにより、火災表示試験を代替できる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1 m離れた位置で騒音計（A特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB 以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB 以上であること。	施工点検ツール上でスイッチ操作をすることにより、地区音響装置の鳴動操作を代替できる。
総合作動（自動試験機能を有するものを除く。）	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。	施工点検ツール上で受信機の状態確認をすることにより、火災表示装置の確認を行える。